

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場外にある生鮮食料品等の卸売の承認申請
概要	業務条例において、卸売業者は、市場内にある生鮮食料品以外の生鮮食料品を卸売してはならないこととなっていますが、市長が指定する場所にある生鮮食料品を卸売するときはこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	卸売市場法第39条 中央卸売市場業務条例第39条（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第61条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第46条（昭和47年規則第8号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎ 次のすべての要件を満たす場合は承認します。 1. 当該申請に係る場所が、当該市場の開設区域内の場所であること 2. 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること 3. 当該市場における効率的な売買取引のために必要であること 4. 取引の秩序を乱すおそれがないこと
標準処理期間	2日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—